



各 位

会 社 名 株式会社イメージ ワン
 代表者名 代表取締役社長 高田 康廣
 (JASDAQ・コード 2667)
 問合せ先 取締役管理部長 鶴飼 良一
 (TEL. 03-6233-3410)

**第三者割当により発行される第5回新株予約権の発行及び
 第三者割当契約の締結に関するお知らせ**

当社は、平成 28 年 10 月 24 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される第5回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の募集を行うこと並びに割当予定先との第三者割当契約（以下、「本契約」といいます。）を締結することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	平成 28 年 11 月 10 日
(2) 新株予約権の総数	100 個
(3) 発 行 価 額	総額 1,530,000 円（新株予約権 1 個につき 15,300 円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	1,000,000 株（新株予約権 1 個につき 10,000 株）
(5) 資 金 調 達 の 額	354,530,000 円（差引手取概算額:349,030,000 円） （内訳）新株予約権発行による調達額：1,530,000 円 新株予約権行使による調達額：353,000,000 円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。
(6) 行 使 価 額	1 株当たり 353 円（固定）
(7) 募集又は割当て方法 （割当予定先）	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社（以下、「マイルストーン社」といいます。）に対する第三者割当方式
(8) そ の 他	① 行使価額及び対象株式数の固定 本新株予約権は、行使価額固定型であり、価格修正条項付きのいわゆる MSCB や MS ワラントとは異なるものであります。 ② 行使条件等 本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日（平成 28 年 10 月 24 日）時点における当社発行済株式総数（4,721,100 株）の 10%（472,110 株）を超えることとなる場合の、当該 10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。

	<p>③ 新株予約権の取得</p> <p>当社は、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」といいます。）を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。</p> <p>④ 譲渡制限</p> <p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するとされています。また、当社取締役会の決定により本新株予約権の半数を上限として譲渡を指示することができます。</p> <p>⑤ その他</p> <p>前号各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(注) 本新株予約権の発行要項を末尾に添付しております。

2. 募集の目的及び理由

(1) 本新株予約権の発行の目的及び理由

当社は、「人の健康、国や社会の安心・安全」の分野において、画像を通じてお客様の迅速な「意思決定」、「意思伝達」を支援し、社会コスト削減に貢献することを企業理念に置き、医療分野と地球環境分野において画像解析技術や情報通信技術を顧客に提供してまいりました。しかし、地球環境分野における主要事業であった衛星画像販売は、打上げ衛星の増加と技術進歩が進むことで価格競争が激化する一方で主要取引先である安全保障分野での需要拡大が望めないことなどにより、大幅な事業縮小を行い、経営資源を医療分野により集中することで、放射線部門を中心とする「医療画像保管・配信・表示システム（PACS）」などの現行商品の販売強化と新規医療分野への事業領域拡大を方針とする事業活動をおこなってまいりましたが、国内のPACS市場は、新規導入が一巡して拡大が望めない状況下で、平均5年程度のリプレイス期における当社顧客の堅持と他社顧客へ営業強化という厳しい競争下にあることから、最新機能の追加や使い易さ向上などの商品力強化をスピード感を持って継続的に行っていくことがシェア拡大の必須条件となっております。また、新規導入が中心で今後の市場拡大を期待する「放射線部門情報システム（ConnectioRIS）」や「診療情報統合システム（ConnectioMeD）」は、商品の特性からカスタマイズ体制の一層の充実と、PACS同様に、他社製品との継続的な差別化を図っていくための開発投資が不可欠となっております。

以上のことから、平成27年5月12日開催取締役会にて平成28年9月期を計画初年度とする3カ年中期経営計画を決議するとともに、計画を支える資金調達を目的とした資本業務提携を台湾のEBM Technologies, Inc.（以下「EBM社」といいます。）と締結、同社を割当予定先とした第三者割当による400,000株の新株式発行と、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社（以下、「マイルストーン社」といいます。）に対する第三者割当による800,000株相当の第4回新株予約権発行を同日付で決議し、実行してまいりました。

決議した3カ年中期経営計画は、計画最終年度の業績目標を売上高2,000百万円、営業利益150百万円に置いた上で、事業戦略を第一に医療分野における現行主要商品ラインアップの商品力強化の加速を基本方針として、PACSの開発パートナーであるEBM社との協業関係と自社開発システムの開発投資を両面で強化すること、第二に高齢化社会の進行に伴い需要が高まっている在宅医療・介護福祉分野において新規事業を立ち上げ平成26年12月に販売開始したduranta（7日間の長時間連続転送ができるテレメトリー式心電計）事業の強化継続とあわせ、循環器医療分野への用途拡大をはかること、

第三に医療分野における取り組みを通して蓄積してきた当社の技術資産や営業力を発展させることで早期の収益実現を可能とする分野において、他社との協業も視野に入れた新規の事業展開を進めること、などを趣旨としたものであります。

一方、第三者割当増資による資金調達は、平成 28 年 4 月 18 日にマイルストーン社の全新株予約権の権利行使が完了したことにより、増資全体で 579 百万円の資金確保が実現しております。

当社は、3 ヶ年中期経営計画の初年度であった平成 28 年 9 月期を通して、中期経営計画と調達資金に基づく現行の医療分野主要商品の強化開発と duranta 事業の強化に取り組むとともに、現行の基幹事業である放射線部門の医療システム商品の販売強化に注力する一方で、医療分野での新規事業を早期に具体化すべく検討準備を進めてまいりました。

医療分野における ICT (Information and Communication Technology:情報通信技術) 化の流れについては、平成 26 年 3 月に厚生労働省が出した資料「健康・医療・介護分野における ICT 化の推進について」をひとつのきっかけとして、情報通信技術を応用した様々な事業が立ち上がってくる事が予想されております。いっぽう、スマートフォンなどの情報端末の普及と高機能化を背景にして、ユーザーの利便性向上を目指した、飲食店、美容院、旅行、宿泊施設、スクール等、多くの業種における予約受付サービスサイト事業の市場が急速に成長しつつあります。医科歯科の分野においても今後この予約受付サービスの需要が急速に顕在化するものと予測されることから、全国の医療機関に対し医療システムを中心とした多くの商品を提供してきた当社の技術及び営業ノウハウを活かした新規医療部門事業としての予約受付サービスサイト事業は、その収益力が中期経営計画の新たな業績基盤となるものと判断しました。

当社は、この予約受付サービスサイト事業を推進するため、株式会社光通信の連結子会社で、飲食店、美容院、医科歯科などの予約・検索サイト運営により会員数 1,300 万人超を誇る『EPARK』ブランドを事業展開する株式会社 EPARK (以下、「EPARK 社」といいます。) と合弁事業をおこなうこととし、平成 28 年 11 月を目処に、事業範囲を自由診療 (保険非適用診療、自費診療) 分野とする、当社が 51%、EPARK 社が 49% 出資する資本金 4 億円の予約受付サービスサイト事業会社を、当社連結子会社を新たに設立することとしました。

新会社への当社出資金 204 百万円のうち、200 百万円につきましては、直近に実施いたしました第三者割当による新株式及び新株予約権発行により調達した資金のうち、当初用途が、医療画像システムの事業領域拡大を目的に新規開発や他社協業の費用を予定する 100 百万円と、3 ヶ年の営業拠点増設費用を予定する 100 百万円の合計 200 百万円を、用途変更させていただき充当いたします。この用途変更は、中期経営計画の業績目標を達成し、さらに成長を加速するために、各施策の効果と優先度を検討したうえで見直した結果であります。

新会社は、当初 2 年間で予約サービスサイトの認知とターゲットとする医療機関への営業展開に注力し 3 年目には収益化し当社連結業績への大きな貢献を目指しておりますが、そのために広告宣伝や人件費を中心に、とくに収益化するまでの 3 ヶ年についての資金確保が必須となります。しかしながら創業当初の新会社が独自に運転資金を調達することは困難であるため、連結親会社である当社が新株予約権発行により調達した資金を融資して費用充当する予定であります。

本第三者割当により発行する新株予約権の行使によって、当社株式に一定の希薄化が生じることとなりますが、資本増強による財務体質改善と新規事業基盤の確立が可能となることから、既存株主様の利益に資するものと考えております。

(2) 本資金調達方法を選択した理由

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、第三者割当による本新株予約権の発行により資金調達を行うことが最適であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

【その他の資金調達方法の検討について】

当社は、この度の資金調達に際して、銀行借入、公募増資、第三者割当増資等の資金調達手段を検討いたしました。当社の現況において、間接金融 (銀行借入) による資金調達は、与信枠や借入コス

トの問題もあり、また自己資本比率の低下を招くとの理由から、事実上調達困難な状況でございます。そのため、既存株主の皆様様の株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、直接金融に依拠せざるを得ない状況であります。その検討において、公募増資は当社の決算数値及び無配が続いている現状では引受先が集まらないリスクが高く、また、第三者割当増資による新株式の発行につきましても、当社の事業パートナーである EBM 社との関係を今後も重視する当社の方針から、資本構成に影響を与える可能性のある第三者割当増資は実施すべきではないと判断いたしました。

当社といたしましては、前述いたしましたように、早期の業績の回復を図るため現行事業の営業強化と事業領域の拡大を目指しており、そのためには一定規模の資金調達が必要であるため、【本新株予約権の特徴について】にて後述する条項の付いた今回の割当予定先に対する本新株予約権の発行という方法を資金調達の手法として選択いたしました。

【本資金調達方法（第三者割当による新株予約権発行）について】

本資金調達方法は下記に記載のとおり既存株主の皆様様の株式価値の希薄化に一定程度配慮するスキームとなっていることから、現時点において他の増資施策と比較して優れていると判断いたしました。また、本資金調達の検討にあたり具体的に当社が新株予約権の割当予定先に求めた点として、i 純投資であることの表明と実際に純投資実績を有すること、ii 株主価値の急激な希薄化をもたらさないこと、iii 大株主として長期保有しないこと、iv 株式流動性の向上に寄与するとともに予期しない株主の出現を防ぐために、取得した株を相対取引ではなく市場で売却すること、v 環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出せた場合に迅速に買戻しが実行できるように取得条項を付すこと等であります。マイルストーン社との協議の結果、同社からこれらの当社の要望を受け入れた上で本資金調達に応じることが可能であるとの回答が得られました。結果として、当社が選択した本資金調達方法は、他の資金調達方法と比較して以下の点が優れているものと判断しております。

① 株式価値希薄化への配慮

割当予定先は純投資目的であるため、当社の業績・株式市況環境により株価が行使価額を上回らない場合、本新株予約権の行使は行われません。株価が権利行使価額を上回った場合、割当予定先であるマイルストーン社は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、大株主として長期保有しないことを担保するため、本新株予約権の発行決議日（平成 28 年 10 月 24 日）時点における当社発行済株式総数（4,721,100 株）の 10%（472,110 株）を超えることとなる場合の、当該 10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。これらにより、既存株主の皆様様の株式価値希薄化に配慮しつつも資金調達が可能と考えております。

② 流動性の向上

本新株予約権の行使による発行株式総数は、当社発行済株式総数の 21.2%（1,000,000 株）であり、割当予定先による新株予約権の行使により発行される当社株式を、順次市場にて売却することで、流動性の向上が見込まれます。

③ 資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、他の有利な資金調達手法が確保された場合等、当社は当社取締役会決議により発行価額と同額で割当予定先から当社が取得することが可能となっております。また、本契約においては、割当予定先に割り当てられる本新株予約権の半数を上限として、当社が割当予定先に対し、他の第三者への譲渡指示を行うことが可能となる条項が規定されます。これにより、当社がより有利な資金調達方法、若しくはより有利な割当先が確保できた場合はそちらに切り替えることが可能となります。

【本新株予約権の特徴について】

本新株予約権には、以下の特徴があります。

① 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点から

の懸念が示される価格修正条項付きのいわゆる MSCB や MS ワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されていることから、既存株主の皆様の株主価値の希薄化に配慮したスキームとなっております。発行当初から行使価額は 353 円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から 1,000,000 株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

② 行使制限条項

本新株予約権には、本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日（平成 28 年 10 月 24 日）時点における当社発行済株式総数（4,721,100 株）の 10%（472,110 株）を超えることとなる場合の、当該 10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使制限条項が付されております。

かかる行使制限条項により、割当予定先が当社との合意に反して大株主として長期保有することを防止することができ、また、過度な一度の大量行使による希薄化を防止することも可能となります。

③ 取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日から 6 ヶ月を経過した日以降いつでも、一定の手続を経て、当社は本新株予約権 1 個当たりにつき本新株予約権 1 個当たりの払込価額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

④ 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当て発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。また、当社取締役会の承諾を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、本割当契約上の割当予定先の地位が譲渡先に承継されることとなっております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

調達する資金の総額	354,530,000 円
内訳（新株予約権の発行による調達額）	1,530,000 円
（新株予約権の行使による調達額）	353,000,000 円
発行諸費用の概算額	5,500,000 円
差引手取概算額	349,030,000 円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用 50 万円（さくら共同法律事務所 弁護士 青木 秀茂氏、東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 7 号）・新株予約権評価及びコンサルティング費用 200 万円（株式会社ブルータス・コンサルティング、代表取締役社長 野口 真人、東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号）、登記関連費用 200 万円、その他諸費用 100 万円（株式事務手数料・外部調査費用）となります。なお、発行諸費用の概算額は、想定される最大の金額であり、本新株予約権の行使が行われなかった場合、上記登記関連費用及び株式事務手数料は減少します。

3. 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
医科予約・検索サイト事業を行う 連結子会社への運転資金の融資	349,030,000 円	平成 28 年 11 月～平成 31 年 11 月

※調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

※資金使途は以下の内容を予定しております。

- ・医科予約・検索サイト事業を行う連結子会社への運転資金の融資

医療分野における ICT (Information and Communication Technology : 情報通信技術) 化の流れについては、従来、他の分野より遅れていると言われておりましたが、平成 26 年 3 月に厚生労働省が出した資料「健康・医療・介護分野における ICT 化の推進について」をひとつのきっかけとして、情報通信技術を応用した同分野の事業が立ち上がってくる事が予想されております。いっぽう、スマートフォンなどの情報端末の普及と高機能化を背景にして、ユーザーの利便性向上を目指した、飲食店、美容院、旅行、宿泊施設、カルチャースクール等、予約・検索サイト事業の市場が急速に成長しつつあります。医科歯科の分野においても今後この予約・検索サービスの需要が急速に顕在化するものと予測されることから、全国の医療機関に対し医療システムを中心とした多くの商品を提供してきた当社の技術及び営業ノウハウを活かした新規医療部門事業としての予約・検索サイト事業は、その収益力が中期経営計画の新たな業績基盤となるものと判断しました。

当社は、この予約・検索サイト事業を推進するため、株式会社光通信の連結子会社で、飲食店、美容院、医科歯科などの予約・検索サイト運営を事業展開する株式会社 EPARK (以下、「EPARK 社」といいます。) と合弁事業をおこなうこととし、平成 28 年 11 月を目処に、事業範囲を自由診療(保険非適用診療、自費診療)分野とする当社が 51%、EPARK 社が 49%出資の資本金 4 億円の予約・検索サイト事業会社を、当社連結子会社として新たに設立することとし、本日、この合弁会社設立を趣旨とする合弁契約を EPARK 社との間で締結いたしました。

新会社は、当初 2 年間で予約サービスサイトの認知とターゲットとする医療機関への営業展開に注力し 3 年目には収益化し当社連結業績への大きな貢献を目指しておりますが、新会社が独自に創業当初の運転資金を調達することは困難であるため、連結親会社である当社から、予定している収益化までの 3 年の運転資金として融資するものです。

当該融資を受ける新設事業会社における具体的な資金使途は、予約受付サイトの認知度を向上させるためのバナー広告及びリスティング広告等にかかるインターネット広告宣伝費 120,000 千円(平成 29 年 9 月期: 40,000 千円、平成 30 年 9 月期:40,000 千円、平成 31 年 9 月期:40,000 千円)と、新たに増強する ICT 分野に関する技術者及び営業担当の人件費 229,030 千円(平成 29 年 9 月期: 44,030 千円、平成 30 年 9 月期:85,000 千円、平成 31 年 9 月期:100,000 千円)に充当する予定です。

なお、発行する新株予約権の行使が進まず、予定通りの資金調達ができなかった場合は、連結親会社である当社による借入金及び自己資金にて充当していくとともに、資金調達状況により当初 3 年の事業計画を修正していく予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、この度調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで収益の確保を目指してまいります。

その結果、当社の財務内容を改善し中長期的な企業価値の向上を図ることを目的としており、かかる資金使途は合理的であると判断しております。従いまして、今回の資金調達は既存株主の皆様の利益にも資するものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行価額にあたっては、公正を期するため、独立した第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングに本新株予約権の価値評価を依頼し、評価報告書を取得しております。当該評価機関は、新株予約権の発行を決議した決議日の直前営業日である平成 28 年 10 月 21 日の当社普通株式株価の終値 353 円、当社普通株式の価格の変動性（ボラティリティ）73.45%、満期までの期間 2 年、配当利回り 0%、無リスク利子率 Δ 0.266%、発行会社の行動（基本的には割当先の権利行使を待つが、株価が行使価額の 200%まで上昇した場合は、取得条項（コールオプション）を発動すること）及び割当予定先の行動（当社株価が行使価額を上回っている場合に随時権利行使を行い、取得した株式を 1 日当たりの平均売買出来高の中央値の約 10%で売却すること）を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって、本新株予約権の評価を実施しました。

当社は、上記の算定結果をもとに、第 5 回新株予約権の 1 個当たりの払込金額を、当該評価機関の評価結果と同額の 15,300 円（1 株当たり 1.53 円）といたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日（平成 28 年 10 月 21 日）の東証 JASDAQ スタンダードにおける普通取引の終値 353 円を行使価額といたしました。なお、行使価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し、割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの 1 か月間の終値平均 338 円に対する乖離率は 4.44%、当該直前営業日までの 3 か月間の終値平均 335 円に対する乖離率は 5.37%、当該直前営業日までの 6 か月間の終値平均 373 円に対する乖離率は Δ 5.36%となっております。

本新株予約権の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の前取引日終値を参考値として採用いたしましたのは、最近の当社株価の変動が大きいため、過去 1 か月平均、3 か月平均、6 か月平均といった過去の特定期間の終値平均株価を用いて行使価額を算定するのは、必ずしも直近の当社株式の価値を公正に反映していないと考えられ、取締役会決議日の前取引日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。

本新株予約権の発行価額については、プルータス・コンサルティングの評価額と同額のため、会社法第 238 条第 3 項第 2 号に規定されている特に有利な金額には該当せず、有利発行には該当しないと判断しております。

また、当社監査役 3 名（うち、社外監査役 3 名）全員より、本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、第三者機関である株式会社プルータス・コンサルティングの算定結果を踏まえて決定されており、当該第三者機関の評価は、行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等を基礎として、それらを反映した査定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて評価額を算定していることから、その評価額は適正かつ妥当な価額であると判断でき、有利発行には該当しないと考えられる旨の意見書を取得しております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の行使による発行株式数は 1,000,000 株であり、平成 28 年 10 月 24 日現在の当社発行済株式総数 4,721,100 株に対し 21.2%（平成 28 年 9 月 30 日現在の当社議決権個数に対しては 21.5%）の割合の希薄化が生じます。これにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比

率が低下いたします。また、1株当たり純資産額が低下するおそれがあります。

しかしながら、平成28年9月期を計画初年度とする中期経営計画の遂行により、再成長を目指しているものの、主要事業である医療画像システム事業の商品力及び営業強化だけでは、価格競争が継続する市場状況により、収益回復にかなりの時間を要することから、早期の収益化を目指して医療部門の予約・検索サイト事業を新しく立ち上げることとし、予約・検索サイト運営で実績あるEPARK社との合弁事業を選択して、当社連結子会社となる合弁会社設立により、さらに事業立ち上げから収益化までの期間短縮を目指します。この連結子会社である新事業会社が運営に必要とする予約・検索サイト認知のための広告宣伝費や契約医療機関開拓のための営業人件費等の運転資金は、同社が新会社で独自に資金調達することが困難であるため、連結親会社である当社が資金調達して融資する必要があると考えております。

また、前述の【本新株予約権の特徴について】に記載のとおり、本新株予約権は行使制限条項により割当予定先が一度に行使することができる新株予約権の数が限定されていることから、割当予定先が当社との合意に反して大株主として長期保有することを防止することができ、また、取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する本新株予約権の全部又は一部を当社が取得することも可能であることから、株式の急激な希薄化を抑制することが可能であり、当社の株価が上昇し、より有利な条件での資金調達手段が見つかるなどした場合は、その時点で残存する本新株予約権を取得する予定です。

なお、本新株予約権の行使価額は固定されており、1株当たり353円であります。これは平成27年9月期の1株当たり純資産120.25円を上回っております。よって、市場株価が行使価額を上回って推移するよう経営努力を先行させ、新株予約権の行使を促進することで、自己資本が増強され、1株当たり純資産の改善を図ることが可能であると考えております。

また、当社の過去3期の1株当たり当期純利益は、平成25年9月期1.50円、平成26年9月期4.28円、平成27年9月期△47.57円と、今なお厳しい状況が続いております。調達した資金を、急速に拡大する予約・検索サイト市場で、当社の強みを発揮できる医療分野における医療分野の同事業に集中的に投下することで、早期に事業の収益化を実現し、現行の医療画像システム等の基幹事業と合わせ、確実に成果を上げていくことで黒字化を達成し、当社業績の安定的な成長を果たすことにより、1株当たり当期純利益の改善を図ることが可能であると考えております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

なお、当社は、本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社からは、割当株式の保有方針としては純投資ではあるものの、株式の一部を売却する場合には市場動向を勘案しながら売却する方針であるとの表明を受けておりますが、株価が上昇した場合には、保有する当社株式の一部を売却する可能性もあることから、当社株価がその影響を受ける可能性があります。当社株式の過去1年間（平成27年10月1日から平成28年9月30日まで）の1日あたりの平均出来高は約449,207株であり、一定の流動性を有しております。仮に、本新株予約権がすべて行使された場合の発行済株式数1,000,000株を、本新株予約権の行使期間である2年間で行使売却とした場合の1日あたりの数量は約2,000株となり、上記1日あたりの出来高の約0.45%となるため、株価に与える影響は限定的かつ消化可能なものと考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社			
(2) 所 在 地	東京都千代田区大手町一丁目6番1号			
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 浦谷 元彦			
(4) 事 業 内 容	投資事業			
(5) 資 本 金	10 百万円			
(6) 設 立 年 月 日	平成 24 年 2 月 1 日 (注) 1			
(7) 発 行 済 株 式 数	200 株			
(8) 決 算 期	1 月 31 日			
(9) 従 業 員 数	3 人			
(10) 主 要 取 引 先	株式会社 S B I 証券			
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社みずほ銀行			
(12) 大株主及び持株比率	浦谷 元彦 100%			
(13) 当事会社間の関係				
資 本 関 係	当該会社は、平成 28 年 9 月 30 日現在、当社株式 50,100 株 (持株比率 1.06%) を保有しております。			
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。			
取 引 関 係	当社は、当該会社に対し、平成 27 年 5 月に第三者割当による新株式及び第 4 回新株予約権の発行を行っております。			
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。			
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態				
	決算期	平成 26 年 1 月期	平成 27 年 1 月期	平成 28 年 1 月期
純 資 産		98	389	938
総 資 産		1,754	1,573	1,962
1 株あたり純資産 (円)		494,861	1,949,886	4,693,188
売 上 高		9,968	4,629	4,465
営 業 利 益		80	497	971
経 常 利 益		73	501	950
当 期 純 利 益		2	291	548
1 株あたり当期純利益 (円)		14,797	1,455,025	2,743,301
1 株あたり配当金 (円)		—	—	—

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

- (注) 1. マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社は、平成 24 年 2 月 1 日にマイルストーン・アドバイザー株式会社 (平成 21 年 2 月設立、旧商号：マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社) による新設分割により設立されております。
2. マイルストーン社、マイルストーン社の役員又は主要株主 (主な出資者) が反社会的勢力等とは一切関係がないことを独自に専門の調査機関 (株式会社トクチョー 東京都千代田区) に調査を依頼し、確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

医療分野における予約・検索サービス事業を新たに開始するにあたり、当社は、株式会社光通信の連結子会社で、飲食店、美容院、医科歯科などの予約・検索サイト運営を事業展開している EPARK 社と、平成 28 年 11 月に新たに合弁会社を設立いたします。

新会社の立ち上げ時には、予約受付サイトの認知度を向上させるためのバナー広告及びリスティング広告等にかかるインターネット広告宣伝費や、ICT 分野に関する技術者及び営業担当を確保するための人件費等の運転資金が必要となりますが、新会社が独自に創業当初の運転資金を調達することは困難であるため、連結親会社である当社から、予定している収益化までの 3 ヶ年の運転資金として融資するものです。

この子会社への融資にあたり、当社の資金調達が必要となったため、銀行借入、公募増資、株主割当増資、及び第三者割当増資等の資金調達手段を以下のとおり検討いたしました。

まず、銀行借入による資金調達については、与信枠や借入コストの問題もあり、事実上調達困難な状況となっております。公募増資についても、当社の決算数値及び無配が続いている現状では引受先が集まらないリスクが高いため、適当でないと判断いたしました。また、株主割当増資については、希薄化の懸念は払拭されるものの、割当先である既存投資家の参加率が不透明なことから、必要な資金が調達できない可能性があるため、適当でないと判断いたしました。以上のことから、当社は第三者割当増資が資金調達の手段として最適であると判断いたしました。

次に、第三者割当増資の種類（新株式、新株予約権、転換型社債型新株予約権付社債等（MSCB））について以下のとおり検討いたしました。

まず、新株式による第三者割当増資については、即時の資金調達しては有効な手段ですが、株式の希薄化による株価への影響や、当社の資本構成にも影響を与える可能性があるため適当でないと判断しました。また、転換型社債型新株予約権付社債（MSCB）については、一般的に、転換によって交付される株数が行使価額に応じて決定されるため、転換の完了時まで交付される株式総数が確定せず、希薄化による株価への影響や、必要な資金が調達できない可能性もあるため適当でないと判断いたしました。

以上のことから、今回は第三者割当による新株予約権発行のスキームが、最も適した資金調達の手段であると判断いたしました。

割当予定先を選定にあたり、候補先として、平成 27 年 5 月に株式の割当を行った台湾の EBM Technologies, Inc.（以下、「EBM 社」といいます。）、信託銀行よりご紹介いただいた証券会社、及び EBM 社への株式の割当と同時に実施したマイルストーン社について、以下のとおり検討を行いました。

EBM 社については、事業パートナーとしての関係を重視し、互いの経営独立性を尊重する趣旨から、さらなる資本関係強化は予定しないとの認識を共有しているため、当面割当増資は行わないことといたしました。また、信託銀行よりご紹介を受けた証券会社のご提案については、発行に要するコストが高く、今回の資金調達には適さないと判断いたしました。マイルストーン社については、平成 21 年 2 月の会社設立以降本日現在までに、30 社を超える上場企業に対して第三者割当による新株式及び新株予約権の引受け並びに新株予約権の行使を行い、払込みも確実に行った実績があり、当社においても、平成 27 年 5 月に新株予約権を引受け頂き、約 1 年ですべての行使を完了していただいたという実績がございます。

このため当社は、本スキームの割当予定先としてマイルストーン社を選定し、相談及び協議を行いました。

その協議の中で、本スキームについてご理解いただき、純投資を目的としていること、及び当社の事業内容や中長期事業計画について当社の経営方針を尊重していただけることを確認しております。また、本新株予約権が全部行使された場合には、同社が当社の筆頭株主となる可能性があります。同社は市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針であり当社の経営に介入する意思がない旨を表明いただいております。

以上から、当社はマイルストーン社を本新株予約権の割当予定先として選定することが、当社の企

業価値及び株式価値の向上並びに既存株主の皆様の利益に資するものと判断し、平成 28 年 10 月 24 日開催の当社取締役会において、マイルストーン社を割当予定先として選定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

マイルストーン社とは保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、マイルストーン社からは当社の企業価値向上を目指した純投資である旨の意向を聴取により確認しております。本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針と口頭で伺っております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、マイルストーン社より、本新株予約権の引受けに係る払込みを行うことが十分に可能である資金を保有している事を表明及び保証した書面を受領しております。また、最近の財産状態の説明を聴取、預金口座の通帳の写しを確認しており、払込みに要する財産の存在について以下のとおり確認しております。

まず、平成 27 年 2 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日に係るマイルストーン社の第 4 期事業報告書の損益計算書により当該期間の売上 4,465 百万円、営業利益 971 百万円、経常利益 950 百万円、当期純利益 548 百万円であること、また、貸借対照表により平成 28 年 1 月 31 日現在の純資産 938 百万円、総資産 1,962 百万円であることを確認いたしました。次にマイルストーン社の預金口座の通帳の写しにより平成 28 年 10 月 21 日現在の預金残高が 475 百万円であることを確認いたしました。

以上のことから、当社は、マイルストーン社が本新株予約権の発行価額及び権利行使の払込みに係る資金を保有していると判断いたしました。

(5) その他重要な契約等

当社がマイルストーン社との間で締結した本契約を除き、今回当社が発行する本新株予約権に関し、割当予定先との間において締結した重要な契約はありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成 28 年 9 月 30 日現在）	
EBM Technologies, Inc.	7.73%
日本証券金融(株)	5.78%
株SBI証券	2.36%
住友生命保険相互会社	1.22%
マイルストーンキャピタルマネジメント(株)	1.06%
楽天証券(株)	0.88%
立花証券(株)	0.56%
高田 康治	0.55%
三木 靖彦	0.54%
内村 泰彰	0.47%

(注) 1. 上記の割合は、小数点以下第 3 位を四捨五入算出しております。

2. 募集前の大株主及び持株比率は、平成 28 年 9 月 30 日時点の株主名簿を基準としております。

3. 今回発行される本新株予約権は、行使までは潜在株式として割当予定先にて保有されます。行使期間は平成 28 年 11 月 10 日から平成 30 年 11 月 9 日までの発行後 2 年間となっております。今後割当予定先によるそれらの行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。

4. 上記のほか、自己株式 74,500 株（募集前の発行済株式総数に対する所有株式数の割合 1.58%）があります。

5. 本新株予約権の行使により交付される普通株式の割当予定先の保有方針は純投資であり、長期保有が見込まれないことから、募集後の大株主及び持株比率は表示していません。

8. 今後の見通し

本日、平成 28 年 9 月期の通期業績予想について公表いたしました。また、平成 29 年 9 月期の業績予想につきましては、平成 28 年 11 月 10 日に公表する予定となっております。

なお、本新株予約権が行使され、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じた場合は、直ちに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、① 希釈化率が 25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）ことから、東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績

	平成 25 年 9 月期	平成 26 年 9 月期	平成 27 年 9 月期
売上高	1,459,001 千円	1,480,892 千円	1,239,215 千円
営業利益	25,948 千円	14,397 千円	△125,575 千円
経常利益又は 経常損失（△）	15,632 千円	5,705 千円	△148,244 千円
当期純利益又は 当期純損失（△）	5,178 千円	14,741 千円	△170,927 千円
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失（△）	1.50 円	4.28 円	△47.57 円
1 株当たり配当金	—	—	—
1 株当たり純資産	117.84 円	124.51 円	120.25 円

(注) 当社は、平成 26 年 4 月 1 日付で当社普通株式 1 株につき 100 株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、平成 25 年 9 月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失及び 1 株当たり純資産額を算定しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 28 年 10 月 24 日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	4,721,100 株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成25年9月期	平成26年9月期	平成27年9月期
始 値	164 円	796 円	482 円
高 値	1,475 円	820 円	685 円
安 値	109 円	251 円	249 円
終 値	811 円	479 円	302 円

(注) 最近3年間の株価については、平成26年4月1日付で当社普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割が行われたことを踏まえ、平成25年9月期の期首に同株式分割が行われたものと仮定し小数点第1位を四捨五入して当該数値を算出しております。

② 最近6か月間の状況

	5月	6月	7月	8月	9月	10月
始 値	495 円	444 円	359 円	317 円	336 円	329 円
高 値	530 円	450 円	385 円	389 円	371 円	378 円
安 値	427 円	290 円	306 円	314 円	319 円	327 円
終 値	449 円	351 円	325 円	341 円	329 円	353 円

(注) 10月の株価については、平成28年10月21日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日株価

	平成28年10月21日
始 値	345 円
高 値	360 円
安 値	345 円
終 値	353 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による新株式の発行

(1) 払 込 期 日	平成27年5月28日
(2) 資 金 調 達 の 額	193,200,000 円 (差引手取概算額: 188,700,000 円)
(3) 募 集 時 の 発 行 済 株 式 数	3,521,100 株
(4) 当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	普通株式 400,000 株
(5) 割 当 先	EBM 社に対する第三者割当方式
(6) 当 初 の 資 金 の 使 途 及 び 支 出 予 定 時 期	①医療部門主力商品の強化: 平成27年6月~平成28年9月 ②医療画像システムの事業領域拡大: 平成27年6月~平成28年9月
(7) 現 時 点 に お け る 資 金 の 充 当 状 況	①医療部門主力商品の強化 : 22,000 千円 ②医療画像システムの事業領域拡大: -

・第三者割当による第4回新株予約権の発行

(1) 割 当 日	平成27年5月28日
(2) 発 行 新 株 予 約 権 数	80 個
(3) 発 行 価 額	総額2,472,000 円 (新株予約権1個につき30,900 円)
(4) 資 金 調 達 の 額	388,872,000 円 (差引手取概算額: 384,372,000 円)
(5) 募 集 時 の 発 行 済 株 式 数	3,521,100 株

(6)	当該募集による 潜在株式数	800,000株（新株予約権1個につき10,000株）
(7)	行使価額	1株当たり483円（固定）
(8)	割当先	マイルストーン社に対する第三者割当方式
(9)	行使状況	行使済株式数：800,000株 （残新株予約権数0個、行使価額483円）
(10)	当初の資金の用途 及び支出予定時期	①医療分野の新規事業開発：平成27年8月～平成30年3月 ②営業拠点の増設：平成27年9月～平成30年3月 ③小型無人飛行機（UAV）の在庫増強：平成27年10月～平成30年9月
(11)	現時点における 資金の充当状況	①医療分野の新規事業開発：80,000千円 ②営業拠点の増設：－ ③小型無人飛行機（UAV）の在庫増強：－

(注) 平成28年10月24日付け『新株式発行及び第4回新株予約権発行に関する資金使途変更のお知らせ』にて公表したとおり、かかる資金使途の一部を変更しております。詳細については、当該適時開示をご参照ください。

11. 発行要項

式会社イメージ ワン第5回新株予約権

1. 新株予約権の名称 株式会社イメージ ワン第5回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 1,530,000 円
3. 申込期日 平成 28 年 11 月 10 日
4. 割当日及び払込期日 平成 28 年 11 月 10 日
5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 1,000,000 株とする（本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 10,000 株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 100 個
8. 本新株予約権 1 個あたりの払込金額 金 15,300 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）場合における株式 1 株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、353 円とする。但し、行使価額は第 10 項に定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①から④にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所ジャスダック市場（以下「東証 JASDAQ スタダード」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切り捨てるものとする。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

平成 28 年 11 月 10 日から平成 30 年 11 月 9 日までの期間とする。但し、第 14 項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から 14 日以内の日在先立つ 30 日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の 1 ヶ月前までに通知する。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使によって取得することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日（平成 28 年 10 月 24 日）時点における当社発行済株式総数（4,721,100 株）の 10%（472,100 株）（但し、第 10 項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超えることとなる場合の、当該 10%（但し、第 10 項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超える部分にかかる新株予約権の行使はできない。
- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

13. 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日から 6 ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 20 営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個あたりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第11項ないし第14項、第16項及び第17項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

15. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第21項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第22項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該

本新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金されたときに発生する。

19. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第 130 条第 1 項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

20. 行使請求受付場所

株式会社イメージワン 管理部

住所 東京都新宿区新宿六丁目 27 番 30 号

21. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 新宿西口支店

22. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容及び割当先との間の割当契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個あたりの払込金額を 15,300 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第 9 項記載のとおり決定した。

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以 上